

◇職員の給与に関する条例別表第1備考(2)及び(3)、別表第2ア備考(4)、別表第2イ備考(3)及び(4)並びに別表第6備考(2)の職員等を定める規則の一部を改正する規則

- 1 新たに採用された教育職員等が特例措置により受けることとなる給料月額を改定することにしました。
- 2 この規則は、公布の日（令和7年11月28日）から施行し、令和7年4月1日から適用することにしました。

(総務局人事部給与課)